

目次

1 問目 1、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の制定について

- (1) 第3条子どもの定義について (子ども未来部長)
- (2) 第4条子どもの権利の保障と他者の権利の尊重について (同上)
- (3) 第7条保護者の役割について (同上)
- (4) 第11条子どもの意見表明及び参加の促進について (同上)
- (5) 第21条広報及び啓発について (同上)

1 問目 2、あやめ池小学校改築その他工事について

- (1) 校舎改築に至った理由と、改築計画について (教育総務部長)
- (2) 工事に関わる安全管理計画について (建設部長)

2 問目、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の制定について

- (1) 条例上程にあたって私立学校へ説明を求めたのかについて
- (2) パブリックコメント以外に実施したアンケート調査について
(いずれも子ども未来部長)

3 問目、1 問目・2 問目についての意見と要望

1 問目

自由民主党の太田晃司です。

本日最後の一般質問となりますが、どうぞ宜しくお願い致します。

それでは、通告に従いましてさっそく 2 項目について質問をさせていただきます。

1、 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の制定について

まず、議案第 1 3 3 号として上程されている奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の制定についてです。

昨日のわが党の八尾議員からの代表質問に対して、市長はご答弁の中で、条例前文にある「大人と子供がパートナー」の文言が、学校や家庭の教育現場において自立を導く 指導、躡(しつけ)がしにくくなるようなことはない、と断言されておられますが、未来にわたって断言できる保証はどこにもありません。

子供にやさしいまちづくり条例については、今後議会において 十分な審議が尽くされることが必要であると考えますので、課題があると思われる条項について 5 点についてお聞きさせていただきます。

なお、質問通告では子ども未来部長と教育長への答弁を求めています。質問の都合上、子ども未来部長のみの答弁を求めます。

1 点目に、第 3 条の(定義)の(5)で、子どもが育ち・学ぶ施設のどの範囲が対象になるのかを考えると、この条例の影響下には、わたくしりつ私立の学校も入りますが、第 11 条の(子どもの意見表明と参加の促進)で、その わたくしりつ私立学校の行事や運営まで、積極的に取り組みと課すのは、越権行為であり、更に「子ども会議」で、市長が わたくしりつ私立学校の運営に影響を及ぼすのは、越権行為だと考えますが、どのようにお考えですか、お聞かせ下さい。

2点目に、第4条の1で（子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重）のなかで、「子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求める事ができる」とあり、「子どもにとっては、権利の保障を無制限に近いものを求める事も可能と解釈できます。しかもその保障の求めに対して、大人や学校は「ならぬものはならぬものと指導する権利」が担保されていないことから、学校現場や家庭での教育や指導「躰」に混乱が発生し、公教育の崩壊に繋がります。

そのような事から、我が国も批准をし、基本となっている国連児童の権利に関する条約の第5条では、「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する」、とあります。

大人や、学校に指導を与える責任と権利が、明確にあるのに、本市のこの条例からは、重要な大人の権利部分が「欠落」しております。つまりこの条例では、子供の権利ばかり強調されており、「ならぬものは、ならぬ」と指導する、大人の権利を担保する事項は一切、定められていない事が、最大の欠陥点であります。そこでお聞きしますが、なぜこの国連児童の権利条約第5条の大人の権利について条例から欠落させたのでしょうか？ご説明下さい。

3点目に第7条（保護者の役割）で保護者は第一義的責任があり健全育成に努めるとありますが、前文で子どもの声を聞いた事を強調されていますが、第一義的責任を有する保護者の意見を聞いた形跡は見当た

りません、パブリックコメントでは15人でしたが、それ以外で、どのように、どれぐらいくみ取ったのですか？お聞かせください。

4点目に第11条に（子どもの意見表明及び参加の促進）とあり、11条第2項で、市は子供に関する施策まで、意見表明と参加の機会を務めるとありますが、児童の権利条約第12条には、「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」とあります。

その事に付いて、国際法の専門で「児童の権利条約の逐条解説」の著者、波多野^{はたの}里望^{りぼう}博士は、「この事項が、個々の子供の個人的な事項を意味するのは明らかであり、一般的制度の問題についてまで、子供が意見を表明する権利を保障するものではない」と著書で述べられています。さらに、重要なのが、家庭の事情や性格など様々な理由で、意見表明や参加ができる子供とできない子供との不平等を引き起こす事が懸念されています。この不平等をどのように考えているのか？お聞かせください。

又、この事は、児童の権利条約の誤解では、ないのかと考えますが、ご説明下さい。

5点目に、第21条の（広報及び啓発）で、「子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるため」必要な活動を行うと記されていますが、具体的にどのような活動を行っていかれるのか、考えをお聞かせください。

2、あやめ池小学校校舎改築その他工事について

つぎに、議案第149号において工事請負契約の締結として、あやめ池小学校校舎改築その他工事について上程されておりますが、この件について数点伺います。

本校は先月、創立50周年を迎えたところでありますが、3月定例会での予算上程があったとおり、耐震の面から老朽化した小学校校舎を改築することが決定しております。

そこで、**教育総務部長**に確認を含めておたずねします。本校校舎改築に至った理由と、改築計画について聞かせください。

そのうえで、12月定例会での議決がなされた場合、その後の進捗よくについて**建設部長**にお尋ねいたします。私も平成26年3月定例会での予算決算委員会観光文教分科会でも同趣旨の質問をさせていただいておりますが、同小学校への工事車両の進入は、東側は蛙股池にかかる綾女新橋の影響により車両進入が難しく、現在のところ西側の学園南地区からのみが想定されていると伺っております。

この点、地域の方々、あるいは児童の保護者の方々からも多数、安全面での懸念の声が聞かれており、小学校敷地の西側には住宅地が隣接している中で、小学校正門あるいは小学校に隣接するあやめ池幼稚園との間の傾斜のある坂道の2点に工事車両が集中し、安全面での対策が心配されるとも伺っております。

そこで、児童や地域住民に対しての工事に関わる安全管理計画についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

以上で1問目の質問を終わります。

1 問目への回答

(子ども未来部長の答弁)

1. 私立学校の運営に影響を及ぼすのは越権行為ではないかということについてでございますが、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進めるために、市内の私立学校も含めまして、すべての関係者の皆さんにこの条例の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきたいと考えております。

2. 大人の権利についてでございますが、この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めるものでありますので、大人の権利については規定しておりませんが、そのことによって、保護者など親権を行う者が、子どもの利益のために子どもを監護する権利や教育をする権利を持っているということや、また義務を負うということを否定するものではございません。

3. 保護者の意見を聞いたのかということについてでございますが、パブリックコメントの実施の他に、大人の子どもの関わりや子ども観などを把握するために、20歳以上の市民の方1,500人を対象にアンケート調査を実施しております。

4. 意見表明や参加ができる子どもとできない子どもとの不平等についてでございますが、市の取り組みなどを考える際に、社会を構成する様々な立場の方の声を聴くということは大変重要なことであり、そうしたことから、次世代を担う子どもの声に耳を傾けるということも大切なことだと考えております。

また、子どもの意見表明や参加につきましては、家庭や学校や地域などにおきましても様々な機会で行っていただいていると思いますが、そうした子どもの意見表明や参加する機会のひとつとして、子ども会議を設け、公募などにより広く参加者を募ることは参加の機会の不平等にはあたらないと考えております。

5. 子ども条例の広報及び啓発についてでございますが、この条例は罰則を伴うようなものではございませんので、すべての関係者の皆さんにご理解をいただきご協力いただくということにより、効果が得られるものだと認識しております。

そのため、子ども条例が成立しましたら、市民の皆さんに周知を図るために、ホームページの掲載と併せまして概要版のパンフレットを作成し、しみんだよりと一緒に全戸配布するとともに、関係者の皆様にもできるだけきめ細かく説明等を行ってまいりたいと考えております。

(教育総務部長の答弁)

あやめ池小学校の通称「はちの巣校舎」につきましては、昭和40年に建設され築後50年経過しており、また、耐震診断の結果が基準値よりも低いことから耐震補強工事が必要となってきました。

校舎の形状から耐震性能を高めるための補強工事を施工するためには、多くの補強部材を教室の窓際に設置する必要があります。そのため耐震補強工事を実施すると通風や採光が妨げられ、児童の学校での教育環境の悪化を招くことから、今回、校舎の改築を計画いたしました。

改築計画につきましては、当初、はちの巣校舎を解体し、その場所で改築計画を行い、工事期間中は運動場に仮設校舎を建てる計画を検討いたしました。

しかしながら、狭隘な運動場に仮設校舎を建てるため、運動場の利用がほとんどできず、体育授業など児童の教育活動に支障をきたすことから、少しでも運動場の利用ができるよう仮設校舎を建設せず、改築する校舎の北側擁壁を削り、新校舎を改築する計画としたものでございます。こうすることにより、運動場が少しでも広く利用でき、工期も短縮できることから、児童の教育活動への影響が少なくなると考えております。

(建設部長の答弁)

狭隘な敷地や進入路における安全管理計画についてでございますが、児童の安全を確保するため、敷地内では、児童の動線と工事車輛等の動線を極力分離して工事を行い、やむを得ず交差する場合は交通誘導を配置して安全確保に努めます。

また、通学路では児童や園児の登下校時間帯を避けて工事車輛を通行させ、大型車輛が通行する狭隘な道路では、交通誘導員を交差点毎に配置して児童や周辺住民の安全を確保する計画でございます。

今後につきましても、関係する自治会や周辺住民に工事説明を行い、意見や要望を聞き、学校や幼稚園とも調整した上で、工事を進めて参りたいと考えおります。

2 問目 (再質問)

2 問目は、自席より再質問をさせていただきます。

子どもにやさしいまちづくり条例の制定について 2点、子ども未来部長に再度質問致します。

1 点目は、同条例3条の定義の中で、市内の私^{わたくしりつ}立の学校を含めて、すべての関係者に条例の趣旨を理解頂くように、協力をお願いするとの回答をいただきましたが、今回の子ども条例の制定に際して、どの程度、私^{わたくしりつ}立の学校に説明と理解を求めたのか、その現状をお聞かせ下さい。

2点目は、パブリックコメント以外に20歳以上の市民の方1500人を対象にアンケート調査を実施したとの回答をいただきました。この点、11月の観光文教委員会での山本議員の質問に対する回答では814名からの有効回答者があったとの話を伺っております。

そこで再質問いたしますが、アンケート調査の調査方法と、そのアンケート結果が条例案にどのように活用されたのか、また有効回答者数のうち、子供をもつ保護者の意見はどの程度存在し、その内容はどのような傾向が見られたのかも合わせてお聞かせください。

以上で2問目を終わります。

2問目への回答

(子ども未来部長)

1. 私立学校への説明等についてでございますが、この条例の検討段階におきまして、直接、私立学校にご説明等は行っておりませんが、条例が成立されましたら、私立学校も含めました、関係者の皆さまにこの条例についてご説明をし、ご協力いただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

2. アンケート調査における子どもをもつ保護者の意見についてでございますが、アンケート調査は1,500人を対象に実施し、有効回答をいただきました814人のうち、17歳までの子どもがいると答えた方の割合は28.1%でございました。

子どもがいると答えた方の回答結果では、「行政は子どもの声をもっと聴いて施策に反映するべき」、「地域の将来を考えることに子どもが参加したほうがよい」、「子どもにもひとりの人間としての権利がある」と

いった子どもの意見表明や参加の設問に対しまして、子どもがいる方のほうがいない方よりも肯定的な意見が多いという傾向がみられました。

3問目 意見・要望

3問目は、意見ならびに要望とさせていただきます。
まず、あやめ池小学校校舎改築その他工事についてです。

先ほどより教育総務部長ならびに建設部長よりご回答を頂きましたが、今後、考えられる課題について数点要望を致しておきます。

1点目は、学校の主役である子どもたちへの配慮についてです。工事車両などの学校敷地内への出入りが学校授業において騒音など影響がないかの問題もさることながら、運動場に工事ヤードが出来ることにより、運動場の利用が制限されるおそれがあります。

小学生の時期の運動経験量は、その後の運動神経の発達を左右するといわれるほど大切な時期でもあります。過去の委員会でも同様の指摘をさせていただきましたが、運動場利用を授業外時間に定期的にされている地域のスポーツ団体からも同様の要望を頂いております。

安心・安全の学校施設の改築工事を進めて頂くと同時に、可能な限りこれら運動場を利用する児童や地域の団体への配慮も考えて頂きますよう要望を致しておきます。

2点目は、工事車両進入時の地域住民への配慮についてです。現在、予定されている学園南2丁目から小学校敷地へ至る工事車両進入路は、一般車両においても交互通行が難しい道路幅があり、ここに大型の10トン車両が一日に数十台往復されることも予測されます。

正門や敷地西側以外、すなわち校舎敷地の北側などの他の通路からの資材搬入の方法なども含め、関係の地域住民等とよく協議を頂き、あらゆる方面からの可能性を検討する余地があると考えます。

いずれにしても建設部長からの回答を頂いた通り、学校、幼稚園、地域住民の方々への最大限の配慮をしていただき、改築の^{あかつき}暁には新たな^{まなびや}学び舎の環境で、児童がこれまで以上に素晴らしい学習に臨めますよう関係各位に要望を致しておきます。

次に、**子どもにやさしいまちづくり条例の制定**についてです。

第3条について、^{わたくしりつ}私立の学校への説明と理解を求められたのか、との答弁に対しては、条例が成立してから関係者に説明、協力を求めているとの回答でした。

この条例の主体は子どもであるならば、なぜ奈良市立^{いちりつ}の学校だけでなく、^{わたくしりつ}私立へ対しても事前の周知を直接行っていないのか、現段階での条例の制定は教育の現場に無用の混乱を招かないか、私は疑問であります。

つぎに、**第4条**については、大人の権利についての規定はないが、保護者が子どもを監護する権利や教育をする権利を持ち、義務を負うことを否定するものではないという答弁をいただきました。

しかし、条例が制定されてしまうと、条文が独り歩きし、恣意的な解釈や誤解が流布され、それによって家庭教育や教育現場で様々な混乱が起こることが危惧されます。

新教育基本法では第10条1項で家庭教育について次のように明記されております。「^{ぶも}父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」とあります。

教育の現場で無用の混乱を防ぐためにも、児童の権利条約や新教育基本法を参考に、私は保護者の権利と義務を本条例に盛り込むべきではないかと考えます。

次に、第7条の保護者の役割に関連しては2点疑問が残ります。

1点目はアンケートのサンプル数が少ないのではないかという点です。アンケート調査を実施された結果、1500人の子供を持つ保護者に対して、814人の回答があり、そのうち17歳以下の子を持つ保護者からの回答は28%程度ですから約230名とのお答えでした。平成26年11月現在の17歳以下の本市人口が54600人であることを考えると、アンケートのサンプル数としては決して多くないのではないかとの疑問も浮かびます。

また2点目として、第2条と文言上の相反する部分が考えられる点があります。第7条で「保護者は子供の育成に対して第一義的な責任を有する」と明記する一方で、基本理念の第2条では「子どもが権利の主体として尊重される」と書かれています。果たして、どちらに主体があるのか、混同してしまう可能性はないのでしょうか。

市長は昨日のわが党の代表質問に対するご答弁で、「子どもの声を聴くこと」と「子どもの言いなりになること」は違うのだとおっしゃりましたが、こうした条例上での第2条と第7条の整合性についても、よく考えて頂きたいと思えます。

次に、**第11条**についての、意見表明に参加が出来る子どもと出来ない子どもとの不平等が生じないかという質問に対しては、子ども会議を設けることにより、公募などにより広く参加者を募ることで機会の不平等にあたらぬとの回答を頂きました。

しかしながら、仮に公募によって広く参加を募ったとしても、各家庭の経済的な事情や、性格的な理由によって、公募に応じられる子供とそうでない子供が必然的に生じてしまいます。依然として、機械の不平等が解消されることにはならないと考えます。

そもそも子供会議という手法は、公募数が多ければ抽選とか何らかの選抜が必要になるわけであり、最初からごく一部の子供の声にしかならぬ傾けることはできません。

私は、次世代を担う子供たちの意見を聞き取ることが必要ない、という論ではないのです。子ども会議を開催するまでもなく、私はすでにある地域の子供会、あるいは学校での授業などより多くの子供が参画できる条件のもとで、アンケート調査を行うといった手法をとるほうが、よっぽど多くの子供の声を聴取できるのではないかと？また実質的な平等が担保できるのではないかと私は考えます。

最後に、**第21条**について条例成立の後に、ホームページやしみんだよりへの掲載により市民に広く周知される旨を回答されました。

今回は、教育長への質問は都合上控えましたが、この条例は第2条にもあるように「子どもが権利の主体」とあるのですから、市民の中でも学校施設での教員、児童らへの周知方法をいかに行うかが課題になってくるのではないのでしょうか。

たとえば、川崎市のような同条例を全国に先駆けて制定した先進自治体では、副教材などを使って周知しているようですが、その際、教材内容に恣意的な偏りが無いように誰がそういった学習教材を作成するのか、また従前の学習指導内容を変更してどのように「子どもにやさしいまちづくり」について指導していくのか、等々、条例成立後にも課題が多く残ることを指摘しておきます。

今一度これらの観点も含め、議会においてさらに審議していく必要があることを申し上げ、以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。